週休2日モデル工事の実施の概要 (水産土木工事 限定タイプ)

1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、入職しやすい環境づくりの一環として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められているところです。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するためモデル工事を実施することとしており、取組みの推進のため内容を改正しました。

2. 方針

北海道では建設部がモデル工事を実施しており、水産庁ではフロンティア事業(水産庁直轄発注漁場整備工事)においてブロック製作工事について取組みを実施しています。

道水産林務部水産局では水産土木工事において、 平成30年度5月1日以降に入札を行う工事からブロック製作工などの陸上工種に限って「週休2日モデル工事(限定タイプ)」を試行することとし、今回の改定から現場の閉所状況に応じて以下の経費を補正を実施します。

《補正対象経費》労務費(港湾職種を除く。)

3. 適用時期

平成30年度11月 1日以降に入札公告を行う工事

4. 対象工事

魚礁工、産卵礁工のうち、海上作業及び積出港の制限を受けない工事で別に定める工期設定手順(積上げ工期)で週休2日による工期設定を行った工事。

上記工事のうち海上作業船を使用するものを除く工種に限定して実施する。

<u>(災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事は除く)</u> : 週休2日対象工事は、概ね174日前後の工期設定

5. 週休2日

本モデル工事における「週休2日」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

(年末年始6日間及び夏期休暇3日間は現場閉所日から除く)

※対象期間は、海上作業船を使用する工種のみを実施する期間を除くものとし、 海上作業船を使用する工種はその趣旨に沿って努力するものとする。

6. 発注方式

公告段階で明記のうえ施工者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日 による施工を実施。

7. 経費の補正及び施行評定

受注者が週休2日による施工を書面により希望した工事は、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を次の経費に乗じるものとする。

<補正係数>

	現場の閉所状況		
	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費※	1. 01	1.03	1. 05

※港湾職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員)を除く。

機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費等間接工事費の補正は 漁港・空港工事と同様に補正対象としない。

水産土木工事については陸上工種に限るため施行成績評定において加点評価は実施しない。なお、履行できない場合であっても減点措置を行わない。

8. その他

受注者は、モデル工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力願う。

週休2日モデル工事の実施の概要 (水産土木工事 限定タイプ)

1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、入職しやすい環境づくりの一環として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められているところです。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するためモデル工事を実施することとしました。

2. 方針

北海道では建設部がモデル工事を実施しており、水産庁ではフロンティア事業(水産庁直轄発注漁場整備工事)においてブロック製作工事について取組みを実施しています。

道水産林務部水産局では水産土木工事において、ブロック製作工などの陸上工種に限って「週休2日モデル工事(限定タイプ)」を試行することとしました。

3. 適用時期

平成30年度5月1日以降に入札する工事

4. 対象工事

魚礁工、産卵礁工のうち、海上作業及び積出港の制限を受けない工事で別に定める工期設定手順(積上げ工期)で週休2日による工期設定を行った工事。

上記工事のうち海上作業船を使用するものを除く工種に限定して実施する。

(災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事は除く) - 週休3日対象工事は、概ね174日前後の工期設定

週休2日対象工事は、概ね174日前後の工期設定

5. 调休2日

本モデル工事における「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日相当の現場閉所を行うことをいう。(年末年始6日間及び夏期休暇3日間は現場閉所日から除く)

※週休2日は、海上作業船を使用する工種を除くものとし、海上作業船を使用する工種はその趣旨に沿って努力するものとする。

6. 発注方式

公告段階で明記のうえ施工者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日 による施工を実施。

7. 経費の補正及び施行評定

間接工事費の補正は 漁港・空港工事と同様に補正対象としない。

水産土木工事については陸上工種に限るため施行成績評定において加点評価は実施しない。なお、履行できない場合であっても減点措置を行わない。

8. その他

受注者は、モデル工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力願う。